

**令和 2 年度 実施
高等専門学校機関別認証評価
評 価 報 告 書**

木更津工業高等専門学校

令和 3 年 3 月

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構

目 次

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が実施した高等専門学校機関別認証評価について	i
I 認証評価結果	1
II 基準ごとの評価	2
基準1 教育の内部質保証システム	2
基準2 教育組織及び教員・教育支援者等	5
基準3 学習環境及び学生支援等	8
基準4 財務基盤及び管理運営	11
基準5 準学士課程の教育課程・教育方法	14
基準6 準学士課程の学生の受入れ	18
基準7 準学士課程の学習・教育の成果	19
基準8 専攻科課程の教育活動の状況	21
<参 考>	25
i 現況及び特徴（対象高等専門学校から提出された自己評価書から転載）	27
ii 目的（対象高等専門学校から提出された自己評価書から転載）	29

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が実施した高等専門学校機関別認証評価について

1 評価の目的

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）は、国・公・私立高等専門学校からの求めに応じて、高等専門学校の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「高等専門学校機関別認証評価」という。）を、平成17年度から実施しています。この認証評価は、我が国の高等専門学校の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資するよう、以下のことを目的として行いました。

- （1）高等専門学校機関別認証評価において、機構が定める高等専門学校評価基準（以下「高等専門学校評価基準」という。）に基づいて、高等専門学校を定期的に評価することにより、高等専門学校の教育研究活動等の質を保証すること。
- （2）高等専門学校の自己評価に基づく第三者評価を行うことにより、高等専門学校の教育研究活動等に関する内部質保証システムの確立・充実を図ること。
- （3）評価結果を高等専門学校にフィードバックすることにより、高等専門学校の教育研究活動等の改善・向上に役立てること。
- （4）高等専門学校の教育研究活動等の状況を社会に示すことにより、高等専門学校が教育機関として果たしている公共的役割について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと。

2 評価のスケジュール

機構は、国・公・私立高等専門学校の関係者に対し、高等専門学校機関別認証評価の仕組み、評価方法等についての説明会、自己評価書の作成方法等について研修を実施した上で、高等専門学校からの申請を受け付け、自己評価書の提出を受けた後、評価を開始しました。

自己評価書提出後の評価は、次のとおり実施しました。

※ 令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて、令和2年6月末の自己評価書提出期限を8月末まで延長し、また新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、教育現場の視察及び学習環境の状況調査を含めオンラインで実地調査を実施することとし、高等専門学校機関別認証評価委員会において、通常実施している実地調査と同等の調査であることを確認しました。

2年9月	書面調査の実施
10月	評価部会（注1）、財務専門部会（注2）の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認事項及び訪問調査での役割分担の決定）
11月	運営小委員会（注3）の開催（各評価部会間の横断的な事項の調整）
12月	オンラインによる訪問調査の実施（書面調査では確認できなかった事項等を中心に対象高等専門学校の状況を調査）
3年1月	評価部会の開催（評価結果（原案）の作成）
2月	評価委員会（注4）の開催（評価結果（案）の取りまとめ） 評価結果（案）を対象高等専門学校に通知
3月	評価委員会の開催（評価結果の確定）

（注1）評価部会・・・高等専門学校機関別認証評価委員会評価部会

（注2）財務専門部会・・・高等専門学校機関別認証評価委員会財務専門部会

（注3）運営小委員会・・・高等専門学校機関別認証評価委員会運営小委員会

（注4）評価委員会・・・高等専門学校機関別認証評価委員会

3 高等専門学校機関別認証評価委員会委員及び専門委員（令和3年3月現在）

（1）高等専門学校機関別認証評価委員会

阿 部 徹	岩手県立前沢明峰支援学校教諭／前 盛岡工業高等学校長
荒 井 幸 代	千葉大学教授
荒 金 善 裕	元 東京都立産業技術高等専門学校長
有 信 睦 弘	東京大学大学執行役・副学長
大 島 ま り	東京大学教授
鎌 土 重 晴	長岡技術科学大学理事・副学長
萱 島 信 子	国際協力機構理事
○京 谷 美代子	元 株式会社FUJITSU ユニバーシティエグゼクティブプランナ
黒 田 孝 春	長岡技術科学大学特任教授
田 中 英 一	名古屋大学名誉教授
永 澤 茂	長岡技術科学大学教授
新 田 保 次	元 鈴鹿工業高等専門学校長
飛 原 英 治	大学改革支援・学位授与機構特任教授
福 富 洋 志	放送大学特任教授・神奈川学習センター所長／横浜国立大学名誉教授
◎武 藤 睦 治	長岡技術科学大学名誉教授
村 田 圭 治	近畿大学工業高等専門学校長
森 野 数 博	前 呉工業高等専門学校長
山 口 周	大学改革支援・学位授与機構特任教授
山 本 進 一	豊橋技術科学大学理事・副学長

※ ◎は委員長、○は副委員長

（2）高等専門学校機関別認証評価委員会運営小委員会

荒 井 幸 代	千葉大学教授
田 中 英 一	名古屋大学名誉教授
土 屋 俊	大学改革支援・学位授与機構特任教授
◎飛 原 英 治	大学改革支援・学位授与機構特任教授
福 富 洋 志	放送大学特任教授・神奈川学習センター所長／横浜国立大学名誉教授
○光 田 好 孝	大学改革支援・学位授与機構教授
森 野 数 博	前 呉工業高等専門学校長

※ ◎は主査、○は副主査

(3) 高等専門学校機関別認証評価委員会評価部会

(第1部会)

○荒井幸代	千葉大学教授
李盛姫	サレジオ工業高等専門学校准教授
梅本敏孝	大阪府立大学工業高等専門学校教授
江口忠臣	明石工業高等専門学校教授・副校長
岡山正人	広島商船高等専門学校教授・副校長(評価担当)・流通情報工学科長
◎田中英一	名古屋大学名誉教授
土屋俊	大学改革支援・学位授与機構特任教授
楡井雅巳	長野工業高等専門学校教授・副校長(専攻科長)
飛原英治	大学改革支援・学位授与機構特任教授
光田好孝	大学改革支援・学位授与機構教授
緑川猛彦	福島工業高等専門学校教授・副校長

※ ◎は部会長、○は副部会長

(第2部会)

石田依子	大島商船高等専門学校教授・学生主事(副校長)
伊藤浩之	秋田工業高等専門学校教授・専攻科長
小林正幸	有明工業高等専門学校教授
齊藤公博	近畿大学工業高等専門学校教授
鹿間共一	香川高等専門学校教授
土屋俊	大学改革支援・学位授与機構特任教授
西野精一	阿南工業高等専門学校教授
早瀬伸樹	新居浜工業高等専門学校教授・副校長
飛原英治	大学改革支援・学位授与機構特任教授
○福富洋志	放送大学特任教授・神奈川学習センター所長／横浜国立大学名誉教授
光田好孝	大学改革支援・学位授与機構教授
◎森野数博	前 呉工業高等専門学校長

※ ◎は部会長、○は副部会長

(4) 高等専門学校機関別認証評価委員会財務専門部会

◎荒金善裕	元 東京都立産業技術高等専門学校長
○神林克明	公認会計士、税理士
峯岸秀幸	公認会計士、税理士
飛原英治	大学改革支援・学位授与機構特任教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

4 本評価報告書の内容

(1)「Ⅰ 認証評価結果」

「Ⅰ 認証評価結果」では、「Ⅱ 基準ごとの評価」において基準1から基準8の全ての基準を満たしている場合に当該高等専門学校全体として機構の定める高等専門学校評価基準を適合していると判断し、その旨を記述しています。

また、対象高等専門学校（以下「対象校」という。）の目的に照らして、「優れた点」、「改善を要する点」がある場合には、それらの中から主なものを抽出し、上記結果と併せて記述しています。

(2)「Ⅱ 基準ごとの評価」

「Ⅱ 基準ごとの評価」では、基準1から基準8において、当該基準を満たしているかどうかの「評価結果」及び、その「評価結果の根拠・理由」を記述しています。加えて、取組が優れていると判断される場合や、改善の必要が認められる場合には、それらを「優れた点」及び「改善を要する点」として、それぞれの基準ごとに記述しています。

（※ 評価結果の確定前に対象校に通知した評価結果（案）の内容等に対し、意見の申立てがあった場合には、「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」として、当該申立ての内容を転載するとともに、その対応を記述することとしています。）

(3)「参考」

「参考」では、対象校から提出された自己評価書に記載されている「i 現況及び特徴」、「ii 目的」を転載しています。

5 本評価報告書の公表

本報告書は、対象校及びその設置者に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象校全ての評価結果を取りまとめ、「令和2年度高等専門学校機関別認証評価実施結果報告」として、ウェブサイト（<https://www.niad.ac.jp/>）への掲載等により、広く社会に公表します。

その際、自己評価書（根拠として提出された資料・データ等を含む。）も併せて公表し、その書面調査で確認できなかったものの、訪問調査において確認ができた内容については、本評価報告書の該当箇所後ろにアスタリスク*を付しています（一文の全体の場合は句点の後ろ）。

I 認証評価結果

木更津工業高等専門学校は、高等専門学校設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学改革支援・学位授与機構が定める高等専門学校評価基準に適合している。

重点評価項目である評価の視点1－1については重点評価項目の内容を全て満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 平成 27 年度より高専情報セキュリティ人材育成事業の拠点校となり、情報セキュリティ人材育成に力を入れており、講義、演習、e-learning システム教育の充実を図っている。各種コンテストに参加することを奨励しており、セキュリティや I o T に関して学生自身が主体的に活動し、大学対抗・情報危機管理コンテストにおいて最優秀賞の獲得、また高専ワイヤレス I o T 技術実証コンテストに採択されるなどの成果を上げている。
- 就職について、準学士課程、専攻科課程ともに就職率（就職者数／就職希望者数）は極めて高く、就職先も当校が育成する技術者像にふさわしい製造業等となっている。進学についても、準学士課程、専攻科課程ともに進学率（進学者数／進学希望者数）は極めて高く、進学先も学科・専攻の分野に関連した高等専門学校の専攻科、大学の学部、研究科等となっている。

（新型コロナウイルス感染拡大の状況における高等専門学校の対応について）

令和2年度においては、学年当初から新型コロナウイルス感染症の影響から、通常とは異なる状況の中での教育活動が必要となったことから、対象校に対してその状況について報告を求めたところ、一定の取組を行っていることが認められた。

Ⅱ 基準ごとの評価

基準 1 教育の内部質保証システム
評価の視点 1-1 【重点評価項目】 教育活動を中心とした学校の総合的な状況について、学校として定期的に学校教育法第 109 条第 1 項に規定される自己点検・評価を行い、その結果に基づいて教育の質の改善・向上を図るための教育研究活動の改善を継続的に行う仕組み（以下「内部質保証システム」という。）が整備され、機能していること。 1-2 準学士課程、専攻科課程それぞれについて、卒業（修了）の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）（以下「三つの方針」という。）が学校の目的を踏まえて定められていること。 1-3 学校の目的及び三つの方針が、社会の状況等の変化に応じて適宜見直されていること。
観点 1-1-① 【重点評価項目】 教育活動を中心とした学校の活動の総合的な状況について、学校として定期的に自己点検・評価を実施するための方針、体制等が整備され、点検・評価の基準・項目等が設定されているか。 1-1-② 【重点評価項目】 内部質保証システムに基づき、根拠となるデータや資料に基づいて自己点検・評価が定期的に行われ、その結果が公表されているか。 1-1-③ 【重点評価項目】 学校の構成員及び学外関係者の意見の聴取が行われており、それらの結果が自己点検・評価に反映されているか。 1-1-④ 【重点評価項目】 自己点検・評価や第三者評価等の結果を教育の質の改善・向上に結び付けるような組織としての体制が整備され、機能しているか。 （準学士課程） 1-2-① 準学士課程の卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。 1-2-② 準学士課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）が、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を持ち、学校の目的を踏まえて明確に定められているか。 1-2-③ 準学士課程の入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。 （専攻科課程） 1-2-④ 専攻科課程の修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。

- 1－2－⑤ 専攻科課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）が、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を持ち、学校の目的を踏まえて明確に定められているか。
- 1－2－⑥ 専攻科課程の入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。
- 1－3－① 学校の目的及び三つの方針が、社会の状況等の変化に応じて適宜見直されているか。

【評価結果】

基準 1 を満たしている。

重点評価項目である評価の視点 1－1 については、重点評価項目の内容を全て満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

評価の視点 1－1

当校では、定期的に自己点検・評価を実施するための方針として「木更津工業高等専門学校における自己点検・評価に関する基本方針並びに実施基準」を定め、自己点検・評価の実施体制として点検・評価委員会を設置している。

「2020 年度～2027 年度における木更津工業高等専門学校自己点検・評価 計画表」に基づいて、自己点検・評価の基準・項目を設定している。

内部質保証システムに基づき、明確な責任体制の下、根拠となるデータや資料を定期的に収集・蓄積している。定期的に自己点検・評価を実施しており、その結果を『自己点検・評価書』としてウェブサイトで公表している。

自己点検・評価の実施に際して、教員、職員、在学生、卒業（修了）時の学生、卒業（修了）から一定年数後の卒業（修了）生、保護者、就職・進学先関係者からの意見聴取を実施している。

自己点検・評価は、学校構成員及び学外関係者からの意見聴取、外部有識者による検証、機関別認証評価、日本技術者教育認定機構（以下「J A B E E」という。）による認定審査の結果を踏まえて実施している。

「木更津工業高等専門学校における自己点検・評価に関する基本方針並びに実施基準」によって、内部質保証に係る体制が明確に規定されている。

前回の機関別認証評価において改善を要する点として指摘された事項について、対応している。

自己点検・評価や第三者評価等の結果に基づいて改善に向けた取組を行っている。

これらのことから、内部質保証システムが整備され、機能していると判断する。

以上の内容を総合し、重点評価項目である評価の視点 1－1 については、「重点評価項目の内容を全て満たしている。」と判断する。

評価の視点 1－2

＜準学士課程＞

卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）は、学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力、どのような学習成果を上げると卒業できるかを示し、学校等の目的を踏まえ、定められている。

教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）は、どのような教育課程を編成するのか、どのような教育内容・方法*を実施するのか、学習成果をどのように評価するのか*を示し、学校等の目的を踏まえ、定められており、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性*を有している。

入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）は、入学者選抜の基本方針、求める学生像、学力の3要素を示し、学校等の目的、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえ、定められており、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）と整合性を有している。

<専攻科課程>

修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）は、学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力、どのような学習成果を上げると修了できるかを示し、学校等の目的を踏まえ、定められている。

教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）は、どのような教育課程を編成するのか、どのような教育内容・方法*を実施するのか、学習成果をどのように評価するのか*を示し、学校等の目的を踏まえ、定められており、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性*を有している。

入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）は、入学者選抜の基本方針、求める学生像、学力の3要素を示し、学校等の目的、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえ、定められており、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）と整合性を有している。

これらのことから、準学士課程、専攻科課程それぞれについて、三つの方針が学校の目的を踏まえて定められていると判断する。

評価の視点 1－3

三つの方針について、社会の状況等を把握し、定期的に教務委員会で見直しを行う体制を整備している。

令和2年度にカリキュラム・ポリシーについて見直しを行っており、点検の結果、改定している。*

これらのことから、学校の目的及び三つの方針が、社会の状況等の変化に応じて適宜見直されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

基準 2 教育組織及び教員・教育支援者等

評価の視点

- 2-1 学校の教育に係る基本的な組織構成が、学校の目的に照らして適切なものであること。また、教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。
- 2-2 教育活動を展開するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 2-3 全教員の教育研究活動に対して、学校による定期的な評価が行われていること。また、教員の採用及び昇格等に当たって、明確な基準や規定が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。
- 2-4 教員の教育能力の向上を図る取組が適切に行われていること。また、教育活動を展開するために必要な教育支援者等が適切に配置され、資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

観点

- 2-1-① 学科の構成が、学校の目的に照らして、適切なものとなっているか。
- 2-1-② 専攻の構成が、学校の目的に照らして、適切なものとなっているか。
- 2-1-③ 教育活動を有効に展開するための検討・運営体制が整備され、教育活動等に係る重要事項を審議するなどの必要な活動が行われているか。
- 2-2-① 学校の目的を達成するために、準学士課程に必要な一般科目担当教員及び各学科の専門科目担当教員が適切に配置されているか。
- 2-2-② 学校の目的を達成するために、専攻科課程に必要な各分野の教育研究能力を有する専攻科担当教員が適切に配置されているか。
- 2-2-③ 学校の目的に応じた教育研究活動の活性化を図るため、教員の年齢構成等への配慮等適切な措置が講じられているか。
- 2-3-① 全教員の教育研究活動に対して、学校による定期的な評価が行われており、その結果が活用されているか。
- 2-3-② 教員の採用や昇格等に関する基準や規定が明確に定められ、適切に運用されているか。
- 2-4-① 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究（ファカルティ・ディベロップメント）が、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善が図られているか。
- 2-4-② 学校における教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者等が適切に配置されているか。
- 2-4-③ 教育支援者等に対して、研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

【評価結果】

基準 2 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

評価の視点 2-1

準学士課程には、機械工学科、電気電子工学科、電子制御工学科、情報工学科、環境都市工学科を設置

している。学科の構成は、学校等の目的及び卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を有している。

専攻科課程には、機械・電子システム工学専攻、制御・情報システム工学専攻、環境建設工学専攻を設置している。専攻の構成は、学校等の目的及び修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を有している。

教育活動を有効に展開するための検討・運営体制として、教務に関する事項を審議するために教務委員会、学生に関する事項を審議するために学生委員会、入学試験に関する事項を審議するために入試委員会、専攻科に関する事項を審議するために専攻科委員会を設置し、必要な活動を行っている。

これらのことから、学校の教育に係る基本的な組織構成が、学校の目的に照らして適切なものであり、また、教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していると判断する。

評価の視点 2－2

当校の準学士課程では、高等専門学校設置基準（以下「設置基準」という。）で必要とされる教員数を確保している。

また、授業科目に適合した専門分野の一般科目担当教員及び専門科目担当教員を配置していることに加え、博士の学位を有する教員、担当する言語を母国語とする教員、技術資格を有する教員、民間企業等における勤務経験を有する教員、海外経験を有する教員を配置している。

当校の専攻科課程では、授業科目に適合した専門分野の教員が授業科目を担当していること及び適切な研究実績・研究能力を有する教員が研究指導を担当していることについては、大学改革支援・学位授与機構による特例適用専攻科認定の際に確認されている。

教員の配置に当たっては、年齢構成が特定の範囲に著しく偏ることのないように採用職位等に配慮するとともに、教育経歴、実務経験、男女比、教育研究や学生指導、さらに地域連携及び国際交流への十分な理解と熱意があること等に配慮している。

また、教員に対して、学位取得に関する支援*、公募制の導入、教員表彰制度の導入、企業研修への参加支援、校長裁量経費等の予算配分、ゆとりの時間確保策の導入、サバティカル制度の導入、他の教育機関との人事交流等の措置を講じている。

これらのことから、教育活動を展開するために必要な教員が適切に配置されていると判断する。

評価の視点 2－3

教員（非常勤教員を除く。）については、「木更津工業高等専門学校教職員顕彰規則」、「木更津工業高等専門学校教員業績評価実施要項」*、「木更津工業高等専門学校校長ヒアリング（個人面談）実施要項」*に基づき、校長による教育上の能力や活動実績に関する評価を、毎年度行い、その結果を活用するための体制を整備しており、この体制の下、毎年度、教員評価を行っている。

また、把握した評価結果を基に、表彰を行っている。

非常勤教員については、授業評価アンケートを行っている。

教員（非常勤教員を除く。）の採用・昇格等に関する基準を、法令に従い定めており、この基準に基づき採用・昇格等を行っている。

教員の採用に当たっては、「木更津工業高等専門学校公募による教員の選考基準」に定められた判断方法により、教育歴、実務経験、海外経験、国際的な活動実績を確認している。また、模擬授業を実施している。

教員の昇格等に当たっては、「木更津工業高等専門学校教員の昇任選考基準」に定められた判断方法により、教育歴、実務経験、海外経験、国際的な活動実績を確認している。

非常勤教員については、非常勤教員採用基準を定めている。

これらのことから、全教員の教育研究活動に対して、学校による定期的な評価が行われており、また、教員の採用及び昇格等に当たって、明確な基準や規定が定められ、それに従い適切な運用がなされていると判断する。

評価の視点 2－4

学校として授業の内容及び方法の改善を図るためにファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）を実施する体制としてファカルティ・ディベロップ推進委員会を設置しており、毎年度、FDを実施している。

令和元年度においては、厚生補導研究会、教科と学科の情報交換会等を実施している。

FDの結果、アクティブラーニング（AL）の推進を進め、定期的に高専一技科大AL研究集会を開催するなどの改善が図られており、教育の質の向上や授業の改善に結び付いている。

教育支援者（事務職員、技術職員）を法令に従い適切に配置している。

図書館については、その機能を十分に発揮するために、司書資格を有する職員を配置している。

教育支援者等の資質の向上を図るため、令和元年度においては、教育研究支援センター技術教育研究セミナーを行っている。

また、技術職員の専門技能の向上を図るための取組として、令和元年度に東日本地域高等専門学校技術職員等特別研修会や関東信越地区国立工業高等専門学校技術職員研修、高専技術教育研究発表会に技術職員を参加させている。*

これらのことから、教員の教育能力の向上を図る取組が適切に行われており、また、教育活動を展開するために必要な教育支援者等が適切に配置され、資質の向上を図るための取組が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- ファカルティ・ディベロップメント推進委員会の取組として、学生に授業アンケートを実施し高評価の授業を把握し、その授業を参観推奨授業とし、他教員が参観して授業技術研鑽記録票を作成し、各授業の改善に活かしている。授業内容を参観した教員は、授業の最後の時間で振り返りの時間を作ったり、授業時の配布資料に工夫を凝らしたり、他の教員の良い取組を自身の授業に反映させている。また、授業技術研鑽記録票を当校のローカルウェブサイトに公開し、教員相互による授業評価の情報を共有している。*

基準3 学習環境及び学生支援等
評価の視点 3-1 学校において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、適切な安全・衛生管理の下に有効に活用されていること。また、ICT環境が適切に整備されるとともに、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されていること。 3-2 教育を実施する上での履修指導、学生の自主的学習の相談・助言等の学習支援体制や学生の生活や経済面並びに就職等に関する指導・相談・助言等を行う体制が整備され、機能していること。また、学生の課外活動に対する支援体制等が整備され、機能していること。
観点 3-1-① 学校において編成された教育研究組織の運営及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、適切な安全・衛生管理の下に有効に活用されているか。 3-1-② 教育内容、方法や学生のニーズに対応したICT環境が十分なセキュリティ管理の下に適切に整備され、有効に活用されているか。 3-1-③ 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。 3-2-① 履修等に関するガイダンスを実施しているか。 3-2-② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握され、学生の自主的学習を進める上での相談・助言等を行う体制が整備され、機能しているか。 3-2-③ 特別な支援が必要と考えられる学生への学習支援及び生活支援等を適切に行うことができる体制が整備されており、必要に応じて支援が行われているか。 3-2-④ 学生の生活や経済面に係る指導・相談・助言等を行う体制が整備され、機能しているか。 3-2-⑤ 就職や進学等の進路指導を含め、キャリア教育の体制が整備され、機能しているか。 3-2-⑥ 学生の部活動、サークル活動、自治会活動等の課外活動に対する支援体制が整備され、適切な責任体制の下に機能しているか。 3-2-⑦ 学生寮が整備されている場合には、学生の生活及び勉学の間として有効に機能しているか。

【評価結果】

基準3を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

評価の視点3-1

当校は、設置基準を満たす校地面積、校舎面積及び運動場を確保している。設置基準に定められた専用の施設、情報処理及び語学の学習のための施設を校舎に備え、附属施設として、実験・実習工場を整備している。また、自主的学習スペース、厚生施設、コミュニケーションスペースを設けている。

これらの施設等については、「木更津工業高等専門学校教職員安全衛生管理規則」に基づき安全衛生管理体制を整備しており、製作実習指導書を策定し、安全衛生に係る点検、講習会を実施している。また、施設等のバリアフリー化についても配慮している。

これらの施設等について、利用状況や満足度等を学校として把握し、改善するための体制を「木更津工業高等専門学校学生委員会規則」、「木更津工業高等専門学校施設整備・環境委員会規則」、「学生の声」に基づき整備しており、把握した結果、防犯上の観点から、総合教育棟2階ホール吹抜部分の手すり透明板を貼紙による目隠しを、曇りガラスに変更するなどの改善を行っている。*

I C T環境が、「木更津工業高等専門学校情報セキュリティ管理規程」に基づいたセキュリティ管理体制の下、整備されており、情報セキュリティ教育として、学生については特別活動の中で、1年次生に対してネチケット、2年次生に対してネットワークリテラシーの講演を行い、教職員については情報セキュリティ e-Learning 研修を実施している。

I C T環境については、I C T環境の利用状況や満足度把握アンケートにより、学生及び教職員の活用状況を把握している。

また、利用状況や満足度等を学校として把握し、改善するための体制を「木更津工業高等専門学校ネットワーク情報センター運営規程」に基づき整備しており、活用されていることを確認している。

設置基準に定められている図書館を備えており、図書 72,951 冊（うち、外国書 3,957 冊）、学術雑誌 81 種（うち、外国書 1 種）、電子ジャーナル 74 種（うち、外国書 74 種）、視聴覚資料 404 点を所蔵するなど、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を系統的に収集、整理している。

これらの資料を活用するための取組として、図書館利用者ガイドの作成を行っており、教職員や学生の活用につながっている。

これらのことから、学校において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、適切な安全・衛生管理の下に有効に活用されており、また、I C T環境が適切に整備されるとともに、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されていると判断する。

評価の視点 3-2

履修指導のガイダンスを学科生、専攻科生、編入学生、留学生、障害のある学生、社会人学生に対して、実施している。

実習工場の利用については、実習工場を使用する機械工学科、電気電子工学科、電子制御工学科において、初回の授業時にガイダンスを行っている。*

図書館の利用については、始業式の日 of ホームルームの学校案内の一環としてガイダンスを行っている。*

学生の自主的学習を支援するため、担任による学習支援体制、対面型の相談受付体制、電子メールによる相談受付体制、資格試験・検定試験等の支援体制、外国への留学に関する支援体制、課題学習時間の設定等の相談・助言体制等を整備している。

これらの支援体制の利用状況は、国際交流で海外に派遣した学生数は令和元年度において 25 人となっている。

学習支援に関して学生のニーズを把握するため、担任による意見聴取、学生との懇談会、意見投書箱の設置を実施している。

これらの取組の利用状況は、学生の声（意見投書箱）の利用件数は 6 件となっており、把握されたニーズを基に、授業内容の改善等を行っている。

留学生、編入学生、社会人学生、障害のある学生の学習及び生活に対する支援体制を整備しており、留学生に対しては、指導教員による学習支援、チューターの配置、編入学生に対しては、入学前の事前学習指導、障害のある学生には、補講を実施するなど、必要に応じた支援を行っている。

なお、障害者差別解消法に対応し、合理的な配慮を行う体制を整備している。

学生の生活に係る指導、相談、助言等の体制として、学生相談室、保健室、相談員やカウンセラーの配置、ハラスメント等の相談体制、学生に対する相談の案内等を整備し、保護者に対しては学生相談室の案内の配布等を実施している。

また、健康相談・保健指導を行っており、健康診断を毎年度*実施している。

学生の経済面に係る指導、相談、助言等の体制として、奨学金制度、授業料減免制度、緊急時の貸与制度を整備し、授業料減免等を実施している。

就職や進学等については、キャリア支援室による進路指導を含めたキャリア教育の体制を整備しており、進路指導マニュアルの作成、キャリア教育に関する研修会等、進路指導ガイダンス、進路先（企業）訪問、進学・就職に関する説明会、進路指導室の設置、資格取得による単位修得の認定、外国留学に関する手続きの支援及び単位認定、海外の教育機関等との交流協定の締結を行っている。

学生の部活動、サークル活動、自治会活動等の課外活動については、学生委員会による支援体制を整備しており、学生の部活動、サークル活動、自治会活動等の支援を行っている。明確な責任体制の下、顧問教員及び外部コーチの配置、設備の整備、教員への部活動指導手引きの配布等を行っている。

学生寮を整備しており、寮務委員会による管理・運営体制の下、生活及び勉学のもととして食堂、補食室、浴室、談話室、多目的室等を整備している。

寮生活の手引きにより食事、入浴、自習時間、就寝消灯時間が定められており、規則正しい生活を送ることとなっている。また、自習時間帯は自室や談話室で学習することになっているが、試験前の勉強会等では食堂や多目的室も活用されている。*上級生が下級生に勉学指導を行う取組を行っており、寮生の学業成績の向上を図っている。

これらのことから、教育を実施する上での履修指導、学生の自主的学習の相談・助言等の学習支援体制や学生の生活や経済面並びに就職等に関する指導・相談・助言等を行う体制が整備され、機能しており、また、学生の課外活動に対する支援体制等が整備され、機能していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 学生相談室内にカウンセラーを配置して、学生からの相談を受ける体制を整備している。学生相談室の案内を新入生オリエンテーション時にするほか、保護者向けオリエンテーションも実施している。学生の入学手続きでの個別相談や、入学時健康調査票内で支援が必要かどうかの確認、さらにカウンセラーは新入生全員と面接するなど、当校に入学してくる学生を早い段階で支援できるよう取り組んでいる。*

基準 4 財務基盤及び管理運営

評価の視点

- 4-1 学校の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有しており、活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。また、学校の財務に係る監査等が適正に実施されていること。
- 4-2 学校の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。また、外部の資源を積極的に活用していること。
- 4-3 学校の教育研究活動等の状況やその活動の成果に関する情報を広く社会に提供していること。

観点

- 4-1-① 学校の目的に沿った教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有しているか。
- 4-1-② 学校の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。
- 4-1-③ 学校の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対しての資源配分を、学校として適切に行う体制を整備し、行っているか。
- 4-1-④ 学校を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。また、財務に係る監査等が適正に行われているか。
- 4-2-① 管理運営の諸規程が整備され、各種委員会及び事務組織が適切に役割を分担し、効果的に活動しているか。
- 4-2-② 危機管理を含む安全管理体制が整備されているか。
- 4-2-③ 外部資金を積極的に受入れる取組を行っているか。
- 4-2-④ 外部の教育資源を積極的に活用しているか。
- 4-2-⑤ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上を図るための取組（スタッフ・ディベロップメント）が組織的に行われているか。
- 4-3-① 学校における教育研究活動等の状況についての情報（学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定される事項を含む。）が公表されているか。

【評価結果】

基準 4 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

評価の視点 4-1

当校は教育研究活動に必要な校地、校舎等の資産を有している。

授業料、入学料、検定料等の諸収入のほか、国立高等専門学校機構（以下「高専機構」という。）から学校運営に必要な予算が配分されており、経常的な収入を確保している。また、寄附金、共同研究、受託研究、科学研究費助成事業（以下「科研費」という。）等による外部資金についても安定した確保に努めている。

予算に基づく計画的な執行を行っており、収支の状況において、過大な支出超過となっていない。*

また、固定負債は、ほぼ全額が独立行政法人会計基準固有の会計処理により負債の部に計上されているものであり、実質的に返済を要しないものとなっている。

なお、長期借入金等の債務はほとんどない。

収支に係る方針、計画等を策定しており、関係者（教職員等）へ明示している。

収支に係る方針、計画等に基づいた資源配分を行っており、その内容について、関係者（教職員等）へ明示している。

また、教育研究活動に必要な施設・設備の整備計画を策定している。

学校を設置する法人である高専機構の財務諸表が官報において公告され、高専機構のウェブサイトで公表されている。

会計監査については、高専機構において会計監査人による外部監査が実施されているほか、監事監査、国立高等専門学校間の相互会計内部監査及び内部監査が実施されている。

これらのことから、学校の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有しており、活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されており、また、学校の財務に係る監査等が適正に実施されていると判断する。

評価の視点 4-2

管理運営体制に関する諸規程等を整備し、運営協議会等を設置している。校長、主事等の役割分担を明確に規定し、校長のリーダーシップが発揮できる体制となっている。

事務組織の諸規程に基づき、事務組織を整備している。

これらの諸規程や体制の下、令和元年度においては、運営協議会を18回開催し、教員と事務職員等とが適切な役割分担の下、必要な連携体制を確保しているなど、効果的な活動を行っている。

責任の所在を明確にした危機管理を含む安全管理体制を「木更津工業高等専門学校危機管理規程」に基づき整備し、危機管理マニュアル*等を整備している。これらに基づき、毎年度*、防災訓練を行うなど、危機に備えた活動を行っている。

外部の財務資源を積極的に受入れる取組として、科研費説明会や学内で科研費ピアレビュー、外部からの技術相談を受ける体制づくりを行っている。平成27年度から令和元年度の外部資金の受入れ実績は、5年間の合計で、科研費196,935千円、受託研究31,607千円、共同研究27,801千円、受託試験62千円、奨学寄附金50,078千円となっている。

また、「木更津工業高等専門学校における公的研究費等の取扱いに関する規則」に基づき公的研究費を適正に管理するための体制を整備している。

外部の教育・研究資源活用のための取組として、国内外の大学や自治体等との協定を締結しているほか、合同ホームルームの時間に外部講師を招へいし、講演会を実施している。

また、各部活等の課外活動における専門的な指導状況を改善するために、学外指導員を配置している。

管理運営に関わる職員の資質の向上を図るための取組（スタッフ・ディベロップメント）を高専機構の「独立行政法人国立高等専門学校機構教職員の研修に関する規則」に基づき、組織的に行っている。令和元年度においては、高専機構が実施する、機構初任職員研修会、機構若手職員研修会、機構情報担当者研修会に職員を参加させている。

また、教授等の教員や校長等の執行部については、高専機構が実施する教員研修会（管理職研修）や、事務職員の管理職に対しては新任課長研修会に参加させている。

これらのことから、学校の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能し

ており、また、外部の資源を積極的に活用していると判断する。

評価の視点 4－3

学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定される事項を含む学校における教育研究活動等の状況についての情報を当校ウェブサイトで公表している。*

これらのことから、学校の教育研究活動等の状況やその活動の成果に関する情報を広く社会に提供していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 4 を満たしている。」と判断する。

基準5 準学士課程の教育課程・教育方法
評価の視点 5－1 準学士課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準等が適切であること。 5－2 準学士課程の教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。 5－3 準学士課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）並びに卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、成績評価・単位認定及び卒業認定が適切に行われており、有効なものとなっていること。
観点 5－1－① 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、授業科目が学年ごとに適切に配置され、教育課程が体系的に編成されているか。 5－1－② 教育課程の編成及び授業科目の内容について、学生の多様なニーズ、学術の発展の動向、社会からの要請等が配慮されているか。 5－1－③ 創造力・実践力を育む教育方法の工夫が図られているか。 5－2－① 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導上の工夫がなされているか。 5－2－② 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）の趣旨に沿って、適切なシラバスが作成され、活用されているか。 5－3－① 成績評価・単位認定基準が、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、成績評価・単位認定が適切に実施されているか。 5－3－② 卒業認定基準が、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、卒業認定が適切に実施されているか。

【評価結果】

基準5を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

評価の視点5－1

教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、1年次から5年次までの各授業科目と教育課程の編成及び実施に関する方針で定められた内容に対応付けた表を作成し、体系を明確化する取組を行っており、一般科目と専門科目は学年進行とともに専門科目が多くなるくさび型の配置となっている。*

進級に関する規程として、「木更津工業高等専門学校学業成績審査規程」を整備している。

1年間の授業を行う期間は定期試験等の期間を含め35週を確保しているとともに、特別活動を90単位時間以上実施している。

教育課程の編成及び授業科目の内容について、以下の取組を行っている。

- ・インターンシップによる単位認定
- ・専攻科課程教育との連携
- ・外国語の基礎能力（聞く、話す、読む、書く）の育成
- ・資格取得に関する教育*
- ・他の高等教育機関との単位互換制度
- ・最先端の技術に関する教育*

なお、他の高等教育機関との単位互換制度については、「木更津工業高等専門学校以外の教育施設における学修に関する規程」に定められ、法令に従い取り扱っている。

創造力を育む教育方法の工夫として、3年次に全学科共通の授業科目として「プロジェクト実習」及び「一般特別セミナー」を開講しており、学生はどちらかを選択して受講している。プロジェクト実習においては、1年次生とグループを組んで、学生自らが課題を設定し、その課題にグループで取り組むことによって、構想、設計、製作というものづくりの一連の流れをこれまで学んできた知識と有機的に連携させる授業を行っている。一方で、一般特別セミナーにおいては、人文基礎分野をセミナー形式で学ばせつつ卒業研究にも活かせるよう研究の方法を身に付ける授業を行っている。

これらの取組の結果、プロジェクト実習を受講した学生はジェネリックスキルテストにおいて、全体と比較して課題を解決する力であるリテラシー能力が高くなっており、また、一般特別セミナーの「コミュニティ・デザイン入門－「本」を通じたまちづくり－」を受講した学生は、ブックフェスティバルを企画・運営し、木更津まちづくりコンテストに出場するなどの結果につながっている。*

実践力を育む教育方法の工夫として、情報セキュリティ人材育成に力を入れており、企業主催の勉強会や講習会等のイベントに積極的に学生を参加させている。また、サイバーセキュリティ人材育成事業（K－SEC）の第2ブロックの拠点校として、情報セキュリティ教育の充実のため、トラコン予備校やCTFビギナーズ等の全国的な技術イベントへの参加を目指す学生のための勉強会等を実施している。

これらの取組の結果、学生が実践力を発揮し、第12回大学対抗・情報危機管理コンテストにおいて優勝、最優秀賞（経済産業大臣賞）受賞という成果を上げている。

国際対応力を育む教育方法の工夫として、台湾、ドイツ、シンガポールをはじめとした各国への学生派遣及び留学生の受入れを積極的に行っている。また、当校が主催する国際会議（IWE E E）において、半数を占める海外からの参加者に英語で発表する機会がある。*

当校の学生の海外派遣数は年々増加し、毎年度20人以上の学生を海外へ派遣しており、また平成21年度は派遣国数が2か国だったが、6か国にまで増加している。*

留学生は各研究室に配属され、5年次生や専攻科生がチューターとなり、ともに研究を行うことで、配属研究室の学生の英語力向上が見込まれている。*

これらのことから、準学士課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準等が適切であると判断する。

評価の視点5－2

授業形態の構成割合は、単位数からみて、機械工学科については、講義84.4%、演習1.0%、実験・実習14.6%、電気電子学科については、講義81.9%、演習3.3%、実験・実習14.8%、電子制御工学科については、講義89.0%、演習0.5%、実験・実習10.5%、情報工学科については、講義84.5%、演習4.7%、実験・実習10.8%、環境都市工学科については、講義86.5%、演習1.4%、実験・実習12.1%となっている。

また、教育内容に応じた学習指導上の工夫として、少人数教育、対話・討論型授業、フィールド型授業*、情報機器の活用、基礎学力不足の学生に対する配慮、一般科目と専門科目との連携を行っている。

高専機構のWebシラバスを導入しており、シラバスには、授業科目名、単位数、授業形態、対象学年、担当教員名、達成目標、教育方法、教育内容（1授業時間ごとに記載）、成績評価方法・基準、事前に行う準備学習*、設置基準第17条第3項の規定に基づく授業科目（以下「履修単位科目」という。）か、4項の規定に基づく授業科目（以下「学修単位科目」という。）かの区別、教科書・参考文献に係る項目を明示している。

教員及び学生のシラバスの活用状況を把握するためアンケートを行っている。教員及び学生のシラバス活用状況を把握した結果、演習の時間を多く取る、小テストの難易度と範囲に工夫を行うなどの改善を行っている。

また、履修単位科目は1単位当たり30時間を確保し、1単位時間を50分で規定、45分で運用としているが、2時間連続の90分とすることにより、出席確認や機器等の準備・後片付け作業に要する時間を短縮することで、50分に相当する教育内容を確保している。

45時間の学修を1単位とする単位計算方法を導入している授業科目の履修時間については、授業科目ごとのシラバスや履修要項等に、授業時間以外の学修等を合わせて45時間であることを明示しており、その実質化のための対策として、授業外学習の必要性の周知を図る取組、事前学習の徹底、事後展開学習の徹底、授業外学習の時間の把握を行っている。

これらのことから、準学士課程の教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていると判断する。

評価の視点5－3

教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に従って、成績評価や単位認定に関する基準として「木更津工業高等専門学校学業成績審査規程」を定め、学生に周知し、各授業科目の成績評価等を行っている。

成績評価や単位認定基準に関する学生の認知状況を把握するため、アンケートを行い、学生の認知状況を把握している。

学修単位科目の授業時間以外の学修についての評価が、シラバス記載どおりに行われていることを、学習の記録シートにより、学校として把握している。

追試験、追加認定試験の成績評価の方法として「木更津工業高等専門学校学業成績審査規程」を定めている。

成績評価結果については、学生からの意見申立の機会を設けている。

成績評価等の客観性・厳格性を担保するため学校として、成績評価の妥当性の事後チェック、答案の返却、模範解答や採点基準の提示、複数年次にわたり同じ試験問題が繰り返されていないことのチェックを行っている。

学則に修業年限を5年と定めている。

卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に従って、卒業認定基準として「木更津工業高等専門学校学業成績審査規程」を定め、学生に周知し、卒業認定を行っている。

卒業認定基準に関する学生の認知状況を把握するため、アンケートを行い、学生の認知状況を把握している。

これらのことから、準学士課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）並

びに卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、成績評価・単位認定及び卒業認定が適切に行われており、有効なものとなっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 平成 27 年度より高専情報セキュリティ人材育成事業の拠点校となり、情報セキュリティ人材育成に力を入れており、講義、演習、e-learning システム教育の充実を図っている。各種コンテストに参加することを奨励しており、セキュリティや I o T に関して学生自身が主体的に活動し、大学対抗・情報危機管理コンテストにおいて最優秀賞の獲得、また高専ワイヤレス I o T 技術実証コンテストに採択されるなどの成果を上げている。
- PBL 型の授業である技術入門 I ・ II 及びプロジェクト実習において、1 年次と 3 年次がグループを組み、課題解決に取り組みながら各学科の基礎を学ぶ教育方法は、上級生のピアサポートによる新生への専門科目の導入支援になっており、特徴的な教育システムである。ジェネリックスキルテストにおいて、「プロジェクト実習」の受講者は、全体傾向と比較して課題を解決する力であるリテラシー能力が高くなっていることがわかり、プロジェクトの効果が確認できる。*

基準6 準学士課程の学生の受入れ
評価の視点 6-1 入学者の選抜が、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な方法で実施され、機能していること。また、実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。
観点 6-1-① 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な入学者選抜方法が採用されており、実際の学生の受入れが適切に実施されているか。 6-1-② 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生を実際に受入れているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。 6-1-③ 実入学者数が、入学定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況になっていないか。また、その場合には、入学者選抜方法を改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

【評価結果】

基準6を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

評価の視点6-1

入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）のうち、入学者選抜の基本方針に沿った適切な入学者選抜方法を定めている。

推薦入学者選抜においては、面接、在籍中学校長からの推薦書、個人調査書、適性検査の内容を総合して、学力入学者選抜においては、学力試験又は学力試験と個人調査書の内容を総合して、編入学者選抜においては、学力試験、面接、個人調査書の内容を総合して可否を判定している。

入学者選抜方法に基づき、学生の受入れを適切に実施している。

入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入れが行われていることを検証及びその結果を基に改善する体制を「木更津工業高等専門学校入試委員会規則」に基づき整備している。

検証の結果、学力選抜入試において、選抜方法の変更等の改善を行っている。

学則で定めた入学定員と実入学者数との関係を把握し、改善を図るための体制として入試委員会を整備している。

当校における平成28年度から令和2年度の5年間の入学定員に対する実入学者数は、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていない。

これらのことから、入学者の選抜が、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な方法で実施され、機能しており、また、実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準6を満たしている。」と判断する。

基準7 準学士課程の学習・教育の成果
評価の視点 7-1 卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に照らして、学習・教育の成果が認められること。
観点 7-1-① 成績評価・卒業認定の結果から判断して、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育の成果が認められるか。 7-1-② 達成状況に関する学生・卒業生・進路先関係者等からの意見の聴取の結果から判断して、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育の成果が認められるか。 7-1-③ 就職や進学といった卒業後の進路の状況等の実績から判断して、学習・教育の成果が認められるか。

【評価結果】

基準7を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

評価の視点7-1

卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育の成果を把握・評価するための体制を「木更津工業高等専門学校教務委員会規則」に基づき整備し、学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力について、成績評価・卒業認定の結果から、把握し、評価を実施している。*

学習・教育の成果を把握・評価するための体制を「木更津工業高等専門学校点検・評価委員会規則」及び「木更津工業高等専門学校ファカルティ・ディベロップメント推進委員会規則」に基づき整備し、学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力について、卒業時の学生、卒業生、進路先関係者等からの意見聴取の結果から、把握し、評価を実施している。

卒業時の学生については、令和元年度に卒業生へのアンケートを、卒業生については、令和元年度に卒業生アンケートを、就職先については、令和元年度に企業の皆様へアンケートを、進学先については、令和元年度に大学大学院教員の皆様へのアンケートを行っている。

当校における平成27年度から令和元年度の5年間の就職率（就職者数／就職希望者数）は99.5%と極めて高くなっており、進学率（進学者数／進学希望者数）は99.6%と極めて高くなっている。就職先は当校が育成する技術者像にふさわしい製造業等となっており、進学先は学科の分野に関連した高等専門学校の専攻科や大学の学部等となっている。

これらのことから、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に照らして、学習・教育の成果が認められると判断する。

以上の内容を総合し、「基準7を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 準学士課程の就職について、就職率（就職者数／就職希望者数）は極めて高く、就職先も当校が育

成する技術者像にふさわしい製造業等となっている。進学についても、進学率（進学者数／進学希望者数）は極めて高く、進学先も学科の分野に関連した高等専門学校の専攻科や大学の学部等となっている。

基準 8 専攻科課程の教育活動の状況

評価の視点

- 8-1 専攻科課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、教育課程が体系的に編成され、専攻科課程としてふさわしい授業形態、学習指導法等が採用され、適切な研究指導等が行われていること。また、専攻科課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）並びに修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、成績評価・単位認定及び修了認定が適切に行われており、有効なものとなっていること。
- 8-2 専攻科課程としての入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切に運用されており、適正な数の入学状況であること。
- 8-3 修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に照らして、学習・教育・研究の成果が認められること。

観点

- 8-1-① 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されているか。
- 8-1-② 準学士課程の教育との連携、及び準学士課程の教育からの発展等を考慮した教育課程となっているか。
- 8-1-③ 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導上の工夫がなされているか。
- 8-1-④ 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、教養教育や研究指導が適切に行われているか。
- 8-1-⑤ 成績評価・単位認定基準が、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、成績評価・単位認定が適切に実施されているか。
- 8-1-⑥ 修了認定基準が、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、修了認定が適切に実施されているか。
- 8-2-① 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な入学者選抜方法が採用されており、実際の学生の受入れが適切に実施されているか。
- 8-2-② 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生を受入れているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。
- 8-2-③ 実入学者数が、入学定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況になっていないか。また、その場合には、入学者選抜方法を改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。
- 8-3-① 成績評価・修了認定の結果から判断して、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育・研究の成果が認められるか。
- 8-3-② 達成状況に関する学生・修了生・進路先関係者等からの意見の聴取の結果から判断して、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育・研究の成果が認められるか。

- 8-3-③ 就職や進学といった修了後の進路の状況等の実績から判断して、学習・教育・研究の成果が認められるか。
- 8-3-④ 修了生の学位取得状況から判断して、学習・教育・研究の成果が認められるか。

【評価結果】

基準 8 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

評価の視点 8-1

当校の専攻科は、J A B E E 認定プログラムの認定を受けており、その際に、授業科目は準学士課程の教育との連携及び当該教育からの発展等を考慮したものとなっていること、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されていること、バランスのとれた授業形態が採用されていること、教育内容に応じた適切な学習指導上の工夫がなされていること、また、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）並びに修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、成績評価・単位認定基準及び修了認定基準が、組織として策定され、学生に周知され、成績評価・単位認定・修了認定が適切に実施されていることが確認されている。

また、当校の専攻科は、大学改革支援・学位授与機構から特例適用専攻科として認定されており、その際に、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、教養教育や研究指導が適切に行われていることが確認されている。

当校では、国際交流に力を入れている。平成 30 年度において専攻科生の 3 人が短期留学を行っている。また、海外からの短期留学生を受入れており、専攻科生と共同研究を行っている。

これらのことから、専攻科課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、教育課程が体系的に編成され、専攻科課程としてふさわしい授業形態、学習指導法等が採用され、適切な研究指導等が行われており、また、専攻科課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）並びに修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、成績評価・単位認定及び修了認定が適切に行われており、有効なものとなっていると判断する。

評価の視点 8-2

入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）のうち、入学者選抜の基本方針に沿った適切な入学者選抜方法を定めている。

推薦選抜においては、面接、出身学校長から提出された調査書、英語の資格の内容を総合して、学力選抜においては、学力試験の成績、個人調査書、英語の資格、面接の内容を総合して、社会人選抜においては、個人調査書、推薦書又は業績調書、英語の資格、小論文及び面接の内容を総合して可否を判定している。

入学者選抜方法に基づき、学生の受入れを適切に実施している。

入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入れが行われていることを検証及びその結果を基に改善する体制を「木更津工業高等専門学校専攻科委員会規則」に基づき整備している。

検証の結果、推薦選抜入試における留学生・編入学生等で 3 年次以下の成績がない場合の 2 年次調査書

成績点についての取扱いを定めるなどの改善を行っている。*

学則で定めた入学定員と実入学者数との関係を把握し、改善を図るための体制として入試委員会及び専攻科委員会を整備している。

当校における平成 28 年度から令和 2 年度の 5 年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均から、機械・電子システム工学専攻については 1.67 倍、制御・情報システム工学専攻については 1.84 倍、環境建設工学専攻については 1.75 倍となっており、入学者数が入学定員を大幅に超える状況になっているものの、学位取得状況から判断して、教育・研究指導に支障は生じていない。しかし、入学定員と実入学者数との乖離を縮小させる取組が必要である。

これらのことから、入学者の選抜が、専攻科課程としての入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切に運用されており、入学状況はおおむね適正であると判断する。

評価の視点 8－3

修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育の成果を把握・評価するための体制を「木更津工業高等専門学校教務委員会規則」*及び「木更津工業高等専門学校専攻科委員会規則」*に基づき整備し、学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力について、成績評価・修了認定の結果から、把握し、評価を実施している。

学習・教育・研究の成果を把握・評価するための体制を「木更津工業高等専門学校点検・評価委員会規則」に基づき整備し、学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力について、修了時の学生、修了生、進路先関係者等からの意見聴取の結果から、把握し、評価を実施している。

修了時の学生については、在校生（専攻科生）に対するアンケート*を、修了生については、令和元年度に木更津工業高等専門学校修了生アンケートを、就職先については、令和元年度に企業の皆様へのアンケートを、進学先については、令和元年度に大学大学院教員の皆様へのアンケートを行っている。

当校における平成 27 年度から令和元年度の 5 年間の就職率（就職者数／就職希望者数）は 100%と極めて高くなっており、進学率（進学者数／進学希望者数）は 100%と極めて高くなっている。就職先は当校が育成する技術者像にふさわしい製造業、情報通信業等となっており、進学先は専攻の分野に関連した大学の研究科等となっている。

当校の専攻科生は、修了時に、大学改革支援・学位授与機構へ学士の学位授与申請を行っており、平成 27 年度から令和元年度の 5 年間の修了生の学位取得率の平均は 95.2%であり、学位取得者数は 174 人となっている。*

これらのことから、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に照らして、学習・教育・研究の成果が認められると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 8 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 専攻科課程の就職について、就職率（就職者数／就職希望者数）は極めて高く、就職先も当校が育成する技術者像にふさわしい製造業、情報通信業等となっている。進学についても、進学率（進学者数／進学希望者数）は極めて高く、進学先も専攻の分野に関連した大学の研究科等となっている。

<参 考>

i 現況及び特徴（対象高等専門学校から提出された自己評価書から転載）

1 現況

（１）高等専門学校名 木更津工業高等専門学校

（２）所在地 千葉県木更津市

（３）学科等の構成

準学士課程：機械工学科、電気電子工学科、電子制御工学科、情報工学科、環境都市工学科

専攻科課程：機械・電子システム工学専攻、制御・情報システム工学専攻、環境建設工学専攻

（４）認証評価以外の第三者評価等の状況

特例適用専攻科（専攻名：機械・電子システム工学専攻、制御・情報システム工学専攻、環境建設工学専攻）

J A B E E 認定プログラム（専攻名：「生産システム工学」プログラム）

その他（CDIO Initiative、運営諮問会議）

（５）学生数及び教員数（令和２年５月１日現在）

学生数：1,094 人、教員数：専任教員 75 人、助手数：0 人

2 特徴

木更津工業高等専門学校（以下「本校」という。）は、京葉工業地帯の一角を占め、日本有数の工業県である千葉県の木更津市に置かれている。最新技術の根本の原理を修得し、実社会において即戦力として活躍する技術者の育成をめざし、昭和 42 年に機械工学科、電気工学科及び土木工学科の 3 学科で創設された。以後、時代の要請に応えるため、昭和 58 年には電子制御工学科を設置し、4 学科体制となる。同じ年に国際化の一環として外国人留学生の受け入れが開始される。その後、平成 2 年に情報工学科が設置され 5 学科体制となる。さらに、平成 6 年に土木工学科を環境都市工学科に改組、平成 12 年には電気工学科を電気電子工学科に改組を行った。また、平成 13 年には機械・電子システム工学専攻、制御・情報システム工学専攻、環境建設工学専攻の 3 専攻により専攻科課程が設置された。

本校では、創設以来、教育基本法の精神にのっとり、学校教育法に基づいて、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とし、（１）人間形成（２）専門の科学技術の修得（３）心身の鍛錬を教育方針として掲げている。

本校における教育の特徴として、専門教育では、知能と技能を併せ持ち実社会において即戦力として活躍する技術者の育成を目指し、実験・実習系科目の時間を多く取ってきている。さらに、平成 29 年度にカリキュラム改定を行い、1 年生の専門科目時間を増やし、一部の科目で上級生（3 年生）が 1 年生のものづくり実習を援助するピアサポート制度を導入している。

専攻科においては、科学技術の高度化、国際化、学際化に対応できる人材を養成するためのカリキュラムを整備している。そのため、修了生は、設計、開発、生産技術、保守など専門知識を活かした実務に優れていると産業界から高い評価を受けており、社会情勢の変動にかかわらず、常に高い求人倍率を保っている。

一般教育では、幅広い教養を獲得しつつ、高度な専門知識を理解する基礎を修得させるための教育に力を入れている。平成 3 年から一般教育をより充実させるために、人文学系・基礎学系の一般科目担当教員らが中心となり、第 3 学年で「一般特別研究」を実施している。各教員が少人数の学生を担当し、学生は自ら設定した課題について 1 年間研究を行い、年度末に研究成果を論文として提出し、発表会を開催している。平成 29 年度のカリキュラム改定に伴い名称を「一般特別研究」から「一般特別セミナー」に変更している。

近年、社会のグローバル化が急速に進む中、本校でも国際交流に力を入れている。本校では、昭和 58 年に留学生制度が開始され、開始と同時に留学生を積極的に受け入れてきた。それ以降、現在まで連続して留学生を受

け入れており、国際貢献の一端を担っている。また、それまでの国際交流は留学生の受け入れが主であったが、平成 18 年 12 月には台湾国立聯合大学と学術交流協定を締結し、相互の学生派遣や国際シンポジウムの共催を行う事となった。これ以降、台湾だけでなく、ドイツ、シンガポール、マレーシアの大学等と協定を締結し、学生を派遣している。この他、活発化する国際交流活動に対応するため、平成 27 年 4 月には、世界各国の教育機関との交流を通じて本校の教育の充実を図ることを目的として、国際交流センターを設置した。国際交流センターでは、海外教育機関との連携、学生の海外研修の計画立案、留学生への支援を行っており、様々な国際交流の場を学生に提供している。

本校では、学生寮においても学生の自主性を伸ばすことを目的とした特徴的な運営を行っている。本校の学寮は発足当時の仮寮としての開設に始まり、昭和 60 年 3 月に男子寮を増築、平成 12 年 3 月には女子寮も竣工した。平成 24 年 3 月には女子学生の受け入れ促進を目的とした女子寮の増築を行い、現在では、男女合わせて 373 名の学生を収容することが可能となっている。寮の運営においては、「群制度」という個性的な小集団割拠方式を採用している。男子寮は 8 つ女子寮は 1 つの 9 つの群に分割し、各群に群長を置き、群の自主的な運営を尊重することにより自律的な共同生活を体験させ、それを通して人間形成に役立つ資質を涵養している。

また、本校では、地域産業界等との連携・協力を図るために、平成 12 年 12 月に地域共同テクノセンターを設置した。さらに平成 16 年 3 月には、木更津高専技術振興交流会を立ち上げ、地元企業等との連携による研究活動の活性化を図っている他、参加企業においては、第 4 学年で実施しているインターンシップ(学外実習)の受け入れにも積極的に協力して頂いている。この他にも地域共同テクノセンターは、本校で行うサイエンススクエアや公開講座、近隣小中学校における出前授業などの実施を通して、地域の教育活動にも貢献している。

この他、本校は平成 27 年度より高専情報セキュリティ人材育成事業の拠点校となっており、積極的に情報セキュリティ教育に取り組んでいる。また、「国際遠隔コラボレイティブエンジニアの育成ー環境整備と教材開発ー」が、平成 30 年度の“KOSEN（高専）4.0”イニシアティブ事業に採択され、海外等遠隔地と共通の課題を共同して開発設計する環境を整備し活用する事業に取り組んでいる。

ii 目的（対象高等専門学校から提出された自己評価書から転載）

1. 目的

木更津工業高等専門学校（以下「本校」という。）は、教育基本法にのっとり、学校教育法に基づいて、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする。（木更津工業高等専門学校学則第 1 条）

専攻科は、高等専門学校の基礎の上に、さらに高度な専門的知識と技術を教授し、創造性豊かな技術能力を育成することを目的とする。（木更津工業高等専門学校学則第 37 条）

2. 教育方針

本校では以下の 3 つの方針を教育の基本方針とする。

(1) 人間形成

いかにすぐれた知識・技能があっても、人間性に欠けるところがあれば、これを正しく発揮することはできない。何にもまして人間形成は重要である。すぐれた人間としては、幅広い教養を基本として、自ら考え自主的に決断する判断力、自ら工夫し新しいものを造り出す創造力、自ら良しとしたことをいかなる障害にも屈せず行う実行力の三つの能力を備えなければならない。本校は、これらの能力を養い発揮させることに努める。

(2) 専門の科学技術の修得

21 世紀を迎えた現在、科学技術の発展は想像を絶するものがある。本校の学生は将来、指導的立場に立つ技術者として、この発展に対応し、さらにこの発展に寄与していかなければならない。そのためには、最新の科学技術の成果を知るばかりでなく、これらの科学技術の基礎となる理論、原理を十分に理解しなければならない。本校は、機械、電気電子、電子制御、情報、環境都市の各工学分野において、自らが専門とする科学技術の最新の成果とその根本の原理を修得させるとともに、これらの境界領域に対する率先した取り組みも含め、広範に活躍しうる技術者の養成に努める。

(3) 心身の鍛錬

将来、すぐれた技術者として社会に貢献するためには、健康な身体と精神を培うことが必要である。本校は教科教育に加え課外活動への参加を奨励し、身体の鍛錬、豊かな情操の育成に努める。

（「学生便覧」p.1）

3. 学習・教育目標

3. 1 準学士課程

準学士課程では、教養ある社会人としての技術者の育成として、自主自立の精神と国際的視野を持ち、

- 1) 基礎学力と工学に関する基礎的な知識
- 2) 行動と実践に基づく柔軟な発想力と創造力
- 3) 倫理的・美的価値への感受性

を備え、他者と共同して社会に貢献できる問題発見・解決型の技術者をめざして、以下の 4 点の側面から学習・教育目標を設定している。

1 人間形成

健康な身体と精神を培い、社会に貢献するすぐれた人間として、幅広い教養をもとに、技術者としての責任を自覚し、その使命を実行しうる技術者。

- (1) 豊かな人間性と健康な心身を培う。

- (2) 深く社会について理解し、広い視野が持てるよう、豊かな教養を身につける。
- (3) 技術が自然や社会に及ぼす影響・効果を理解し、技術者としての責任を自覚する。

2 科学技術の修得

自らの専門とする科学技術についてその基礎となる理論及び原理を十分に理解し、積極的に活用しようとする技術者。

- (1) 数学および自然科学の基礎知識とそれらを用いた論理的思考能力を身につける。
- (2) 専攻する学科の専門分野の知識と能力を身につける。
- (3) 実験・実習を通して、ものづくりに必要な力を身につける。

3 コミュニケーション能力

高度情報化社会に対応し、自らの考えを状況に応じて的確に表現しうる技術者。

- (1) 日本語の記述能力を身につける。
- (2) 英語によるコミュニケーション基礎能力を身につける。
- (3) 情報技術を使いこなす、発表・討論ができる能力を身につける。

4 創造力

自ら工夫して新しいものを造り出す問題発見・解決型の技術者。

- (1) 一般特別研究や卒業研究などを通して、修得した知識や技術をもとに創造性を発揮し、問題を発見し、解決する能力を身につける。（平成 29 年度のカリキュラム改定に伴い名称を「一般特別研究」から「一般特別セミナー」に変更している。）
- (2) 他者と協力して問題解決に向けた行動力を身につける。
（「学生便覧」p.9）

3. 2 専攻科

専攻科課程では、自らがよって立つ所の深い専門性に加え、学際的領域に関する素養と国際化に対応できる能力を身につけた、質の高い実践的技術者の育成として自主自立の精神と国際的視野を持ち、

- 1) 複合領域の知識を結び付ける研究・開発能力
- 2) 国際化や高度情報化に柔軟に対応できる基礎能力
- 3) 技術者としての社会的責任と倫理の自覚

を備え、他者と共同して社会に貢献できる開発研究型の技術者をめざして、以下の4点の側面から学習・教育目標を設定しています。

A 人間形成

健康な身体と精神を培い、社会に貢献するすぐれた人間として、幅広い教養をもとに、技術者としての責任を自覚し、その使命を実行しうる技術者。

- (A-1) 豊かな人間性と健康な心身を培う。
- (A-2) 技術が自然や社会に及ぼす影響・効果を理解し、技術者としての責任を自覚する。

B 科学技術の修得と応用

自らの専門とする科学技術についてその基礎となる理論および原理を十分に理解し、境界領域にもすすんで活躍しうる技術者。

- (B-1) 数学および自然科学の基礎知識とそれらを用いた論理的思考能力を身につける。
- (B-2) 最も得意とする専門分野の知識と能力を身につける。
- (B-3) 異なる技術分野を理解し、得意とする専門分野の知識と複合する能力を身につける。

(B-4) 実験・実習を通して実践的技術を身につける。

C コミュニケーション能力

国際化および高度情報化社会に柔軟に対応し、自らの考えを状況に応じて的確に表現しうる技術者。

(C-1) 日本語の記述能力を身につける。

(C-2) 情報技術を使いこなし、日本語による発表・討論ができる能力を身につける。

(C-3) 国際的に通用するコミュニケーション基礎能力を身につける。

D 創造力（デザイン能力）

自ら工夫して新しいものを造り出す研究開発型の技術者。専攻科特別研究などを通して次の能力を身につける。

(D-1) 問題解決のために修得した専門知識を応用できること。

(D-2) 創意工夫し問題解決のための計画の立案・実行、得られた結果の考察および整理ができること。

(D-3) リーダーシップを発揮しながら他のメンバーと協力して、問題解決に向けた実践的な行動をとれること。

（「学生便覧」p. 11）

4. 準学士課程の各学科の目的

- (1) 機械工学科は、材料・材料力学分野、熱流体分野、生産システム分野、計測制御分野等の基礎科目に加えて、実験・実習、設計・製図、コンピュータに関する教育を行い、ものづくりに必要な創造的設計手法を理解し、システム開発に対応できる技術者を育成することを目的とする。
- (2) 電気電子工学科は、電子、情報通信、コンピュータ、材料、計測、制御、電気機器、エネルギーなど、高度化技術社会の基礎に係わる教育を行い、創造力が豊で次世代の産業社会を担うことができる技術者を育成することを目的とする。
- (3) 電子制御工学科は、制御工学を中心として、電気工学、電子工学、機械工学、情報処理工学、計算機工学などの広範囲な基礎科目に関する教育を行い、制御システムの開発に対応できる技術者を育成することを目的とする。
- (4) 情報工学科は、情報処理の基本技術である計算機ハードウェアとソフトウェア技術を中心に、インターフェース技術、情報通信技術、制御技術などの関連分野の教育を行い、総合的な情報処理システムの知識を備えた技術者を育成することを目的とする。
- (5) 環境都市工学科は、構造力学、水理学、土質力学、情報処理等の基礎科目に加え、生態環境工学、水環境学等の環境工学の教育を行い、自然環境の保全や安全で快適な都市の創成などの要望に応えることのできる技術者を育成することを目的とする。

（木更津工業高等専門学校学則第7条の2）

5. 専攻科課程の各専攻の目的

- (1) 機械・電子システム工学専攻は、機械工学と電気電子工学のそれぞれの分野の高い技術力と両方の専門分野を融合した柔軟性のある研究・技術開発能力を兼ね備えた先端技術に対応できる技術者を育成することを目的とする。
- (2) 制御・情報システム工学専攻は、情報処理技術を基礎として、意思決定技術、ソフトウェア技術、通信技術、制御技術やメカトロニクス技術に関わる教育を行い、創造力、実践的な制御システムに対応できる技術者を育成することを目的とする。
- (3) 環境建設工学専攻は、社会的に深刻となっている環境や都市などの高度で広域化した問題に柔軟に対応できる思考力と創造力を併せ持つ技術者を育成するとともに、これらの問題に対応した研究開発ができる技術者

木更津工業高等専門学校

を育成することを目的とする。

(木更津工業高等専門学校学則第 39 条の 2)

